	⑵　三重県北牟婁郡紀北町海山区小山浦字便石1008－1 (558.00)	ル以内の区域、北緯34度17分28秒東経136度26分53秒の地点と北緯34度17分13秒東経136度26分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度16分28秒東経136度25分31秒の地点と北緯34度16分21秒東経136度25分22秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度16分11秒東経136度25分08秒の地点と北緯34度15分58秒東経136度24分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度15分06秒東経136度23分40秒の地点と北緯34度14分42秒東経136度23分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度14分21秒東経136度22分39秒の地点と北緯34度13分42秒東経136度21分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［6～8　略］		

	⑵　三重県北牟婁郡紀北町海山区小山浦字便石1008番地1 (558.00)	ル以内の区域、北緯34度17分28秒東経136度26分53秒の地点と北緯34度17分13秒東経136度26分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度16分27秒東経136度25分31秒の地点と北緯34度16分21秒東経136度25分22秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度16分10秒東経136度25分07秒の地点と北緯34度15分57秒東経136度24分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度15分05秒東経136度23分40秒の地点と北緯34度14分42秒東経136度23分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度14分20秒東経136度22分39秒の地点と北緯34度13分41秒東経136度21分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［6～8　同左］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二十五　平成二十二年総務省告示第五十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～12　略］		
13	⑴　岩手県大船渡市大船渡町字新田41－15　(52.80) ⑵　岩手県大船渡市三陸町越喜来字西上甫嶺93－79 (762.50)	北緯39度04分11秒東経141度43分11秒の地点と北緯39度04分23秒東経141度43分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯39度04分26秒東経141度43分26秒の地点と北緯39度06分18秒東経141度45分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［14　略］		

改　正　前

1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～12　同左］		
13	⑴　岩手県大船渡市大船渡町字新田41－15　(52.80) ⑵　岩手県大船渡市三陸町越喜来字西上甫嶺93－31 (762.50)	北緯39度04分11秒東経141度43分11秒の地点と北緯39度04分23秒東経141度43分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯39度04分26秒東経141度43分26秒の地点と北緯39度06分18秒東経141度45分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［14　同左］		